（保証に関する条件）

第九十五条　標準的手法採用最終指定親会社が保証を信用リスク削減手法として用いる場合、当該保証は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

一　保証債務を履行すべき事由が生じた場合、標準的手法採用最終指定親会社は被保証債権の債務者に対して訴訟による請求を行うことなしに、保証人に対して速やかに保証債務の履行（被保証債権の債務者が行うこととしていた支払予定に沿った支払の形態を取るものを含む。）を請求できること。

二　被保証債権の債務者が標準的手法採用最終指定親会社に支払うべき債務のうち、手数料、利息その他の元本以外のもの（以下「元本以外の関連債務」という。）も保証の対象としていること。

2　前項第二号の規定にかかわらず、被保証債務が元本のみである場合には、標準的手法採用最終指定親会社は、元本以外の関連債務は保証されていないものとして認識し、第百二条の規定により取り扱うことができる。

（クレジット・デリバティブに関する条件）

第九十六条　標準的手法採用最終指定親会社がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該クレジット・デリバティブは、第九十四条に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

一　当該クレジット・デリバティブは、次に掲げる事由の発生に基づき、支払を受けられるものであること。

イ　原債権に係る支払義務の不履行（免責額の定めを設けることを妨げない。）

ロ　原債権の債務者に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは支払不能又は原債権の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が極めて高いことを認定した文書の存在その他これらに類する事由

ハ　原債権の元本、利息又は手数料の支払に関する減免又は猶予の発生のうち、原債権の債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行われたもの

二　プロテクション提供者が前号に掲げる事由の発生に基づく支払額を原債権の債務者の特定の債務についての評価額に基づいて算定し、これを現金で支払うことで決済できる場合には、当該評価を適切に行うための手続（当該評価を行うまでの期間の定めを含む。）が確立していること。

三　第一号に掲げる事由の発生に基づく決済のために、当該標準的手法採用最終指定親会社がプロテクション提供者に対して原債権を譲渡することを義務付けられている場合であって、当該譲渡に際して原債権の債務者の同意を要するときは、当該同意は理由なく留保されないことが、原債権に係る文書で定められていること。

四　当該標準的手法採用最終指定親会社は、プロテクション提供者に第一号に掲げる事由の発生を通知する権利を有しており、かつ、当該事由の発生の有無を判断する者が、明確であること。ただし、当該判断は、プロテクション提供者のみが行いうるものであってはならない。

五　原債権が決済のための参照債務に含まれていない場合には、決済のための参照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、原債権と決済のための参照債務の債務者が同一であり、かつ、決済のための参照債務が法的に有効なクロス・デフォルト条項等（原債権について第一号に掲げる事由が生じた場合に、参照債務について期限の利益を喪失させることを可能とする条項をいう。次号において同じ。）が設けられていること。

六　原債権が信用事由判断のための参照債務に含まれていない場合には、信用事由判断のための参照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、信用事由判断のための参照債務と原債権の債務者が同一であり、かつ、信用事由判断のための参照債務が法的に有効なクロス・デフォルト条項等が設けられていること。

七　当該クレジット・デリバティブが、保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップ又はトータル・リターン・スワップであること。ただし、当該標準的手法採用最終指定親会社が当該トータル・リターン・スワップにより受領した純受取額を収益として認識する場合には、原債権の価値の減少を帳簿価額の減額又は引当てを通じて認識していることを要する。

（条件の一部を満たさない場合）

第九十七条　クレジット・デリバティブが、前条第一号ハに掲げる事由の発生による支払を受けられないことを除き前条に掲げるすべての条件を満たす場合、標準的手法採用最終指定親会社は、前条の規定にかかわらず、原債権のうち当該クレジット・デリバティブの想定元本額の六十パーセントに相当する額について信用リスク削減効果を勘案することができる。ただし、想定元本額が原債権の額を上回る場合、信用リスク削減効果を勘案できる額は、原債権の額の六十パーセントを限度とする。

（保証人及びプロテクション提供者の適格性）

第九十八条　標準的手法採用最終指定親会社が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

一　被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び第三十条又は第三十一条に掲げる主体

二　前号に掲げる主体以外の主体であって、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社等及び関連会社等を含む。）

（内部ヘッジの扱い）

第九十九条　標準的手法採用最終指定親会社がマーケット・リスク相当額の算出対象とされているクレジット・デリバティブを当該標準的手法採用最終指定親会社の保有するエクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。）に対する信用リスク削減手法として用いる場合、当該標準的手法採用最終指定親会社は、前条に該当する第三者が信用リスク削減手法により当該クレジット・デリバティブの信用リスクを負担している場合に限り、当該クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案することができる。この場合において、当該標準的手法採用最終指定親会社は、当該エクスポージャーについて第三者から信用リスク削減効果の提供を受けているものとして扱うものとする。

2　前項に規定する場合であって、マーケット・リスク相当額を算出する対象となっているクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案するときは、当該クレジット・デリバティブは、第五十九条、第九十四条及び第九十六条又は第九十七条の規定を満たさなければならない。

3　第一項に規定する場合において、標準的手法採用最終指定親会社は、マーケット・リスク相当額を算出する対象となっているクレジット・デリバティブについてマーケット・リスク相当額を算出することを要しない。

第二目　計算方法等

（計算方法）

第百条　保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、標準的手法採用最終指定親会社は、エクスポージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分（第九十七条の規定により信用リスク削減効果を勘案することができる場合は、同条に定める額を限度とする。）について、被保証債権又は原債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。ただし、第二十二条第二項、第二十四条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第二十九条第一項に定めるリスク・ウェイトは、保証又はクレジット・デリバティブが円建てであり、かつ、当該標準的手法採用最終指定親会社の保有するエクスポージャーが円建てで調達されたものである場合に限り適用できるものとする。